

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定（全期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和二年三月三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

1 随時に実施する二級（以下「随時二級」という。）

さく井（パーカッション式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、寝具製作（寝具製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業及び射出成形作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（金属塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

2 随時に実施する三級（以下「随時三級」という。）

さく井（パーカッション式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装

板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業）及びブロー成形作業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

3 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

二 実施期日及び実施場所等

1 実施期日

(一) 実技試験

令和二年四月一日（水）から令和三年三月三十一日（水）までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

3 手数料

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）で定める額とします。

三 受検申請の手続

1 提出書類等

- (一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (三) 手数料（郵送による申請の場合は振込明細書等の写し）

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇―八二二三 奈良市登大路町三八番地の一 奈良県中小企業会館二階

電話 〇七四二（二四）四一二七

3 受付期間

随時受け付けます。

4 受検申請に関する注意

- (一) 申請書の用紙及び受検案内は、奈良県職業能力開発協会等で配布します。
- (二) 郵送による申請の場合は、必ず簡易書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。
- (三) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- (四) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から書面で通知されます。

2 技能検定合格証書の交付

随時二級、随時三級及び基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書が交付されます。

五 その他

1 この公告の随時二級、随時三級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「習得技能等の認定」に活用されるものです。

2 技能検定について不明な点は、奈良県産業・雇用振興部雇用政策課又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。